

岩手県多面的機能支払交付金交付要綱

(目的)

第1 地域の共同活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・増進を図るため、市町村又は推進組織が多面的機能支払推進交付金に係る事業を行う場合に要する経費及び対象組織が多面的機能支払交付金に係る事業を行う場合に要する経費に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により交付金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国多面的交付要綱 多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）をいう。
- (2) 国推進交付金交付要綱 日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2222号農林水産事務次官依命通知）をいう。
- (3) 国多面的実施要綱 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）をいう。
- (4) 国多面的実施要領 多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）をいう。
- (5) 国推進交付金実施要綱 日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）をいう。
- (6) 推進組織 国推進交付金実施要綱別紙4に規定する推進組織をいう。
- (7) 対象組織 国多面的実施要綱別紙1の第2及び別紙2の第2に規定する対象組織をいう。
- (8) 交付金事業者 市町村及び推進組織をいう。

(交付金の交付の対象及び交付額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する交付額は、別表1のとおりとする。

(流用の禁止)

第4 別表1の事業種目の欄に掲げる5及び6の経費については、別表1の事業種目の欄に掲げる他の種目と相互間の流用をしてはならない。

(交付金事業に要する経費の配分及び交付金事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 別表1の事業種目の欄に掲げる事業種目別経費の交付額の増又は30パーセントを超える減
- (2) 別表1の事業種目の欄に掲げる1の経費と2、3及び4の経費との相互間における30パーセントを超える増減

(3) 事業実施主体の変更

(申請の取下げ期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第7 広域振興局長（別表1の事業種目の欄に掲げる7の事業の場合にあつては知事。以下「知事等」という。）は、予算の執行の適正を期するため、交付金事業者（市町村を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 交付金事業者は、事業の全部又は一部を交付金の交付により実施する場合において、当該交付金の交付に当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該交付金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 交付金事業者は、事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第8 交付金事業者は、交付金の交付のあった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在における事業の遂行の状況について、岩手県多面的機能支払交付金事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、各四半期の最終月の翌月10日までに知事等に提出しなければならない。

(前金払)

第9 知事等は、必要があると認める場合は、交付金を前金払することがある。

2 交付金事業者は、前項に規定する交付金の前金払を請求しようとするときは、岩手県多面的機能支払交付金前金払請求書（様式第6号）を知事等に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

附 則

(平成27年4月24日付け農建第53号)

この要綱は、平成27年4月24日から施行し、平成27年度の交付金から適用する。

(平成28年4月26日付け農建第60号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行し、平成 28 年度の交付金から適用する。
(平成 29 年 4 月 26 日付け農建第 58 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 26 日から施行し、平成 29 年度の交付金から適用する。
(平成 30 年 6 月 28 日付け農建第 176 号)

この要綱は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。
(令和元年 7 月 10 日付け農建第 97 号)

この要綱は、令和元年 7 月 10 日から施行する。
(令和 2 年 4 月 27 日付け農建第 112 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 27 日から施行する。
(令和 3 年 5 月 21 日付け農建第 126 号)

この要綱は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

別表1（第3関係）

事業種目	経費	交付額
1 農地維持支払交付金	対象組織が国多面的実施要綱別紙1の第1に掲げる事業を行う場合に要する経費（国多面的実施要領第1の7の(6)による相殺額を含む。）に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の4分の3に相当する額以内の額
2 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）	対象組織が国多面的実施要綱別紙2の第1に掲げる事業のうち、第4の1に掲げる取組を行う場合に要する経費（国多面的実施要領第2の8の(6)による相殺額を含む。）に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の4分の3に相当する額以内の額
3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	対象組織が国多面的実施要綱別紙2の第1に掲げる事業のうち、第4の2に掲げる取組を行う場合に要する経費（国多面的実施要領第2の8の(6)による相殺額を含む。）に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の4分の3に相当する額以内の額
4 資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）	対象組織が国多面的実施要綱別紙2の第1に掲げる事業のうち、第4の3に掲げる取組を行う場合に要する経費に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の4分の3に相当する額以内の額 ただし、1組織当たり交付額は、40万円を上限とする
5 多面的機能支払推進交付金（市町村推進事業）	市町村が国推進交付金実施要綱別紙1の第2に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額
6 多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）	推進組織が国推進交付金実施要綱別紙1の第3に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額

別表2（第10関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条 の規定によ る書類	岩手県多面的機能支払交付金交付申 請書	第1号	1部	別に定める
	1 岩手県多面的機能支払交付金事業実 施計画書（市町村）	第2号の1	1部	
	2 岩手県多面的機能支払推進交付金事 業実施計画書（市町村）	第2号の2	1部	
	3 岩手県多面的機能支払推進交付金事 業実施計画書（推進組織）	第2号の3	1部	
	4 その他知事等が必要と認める書類		1部	
規則第6条 第1項第1 号、第2号 及び第3号 の規定によ り承認を受 ける場合の 書類	岩手県多面的機能支払交付金変更（中止、 廃止）承認申請書	第3号	1部	変更（中止、 廃止）の理由 が生じた日 から15日以 内
	1 岩手県多面的機能支払交付金事業実 施計画書（市町村）	第2号の1	1部	
	2 岩手県多面的機能支払推進交付金事 業実施計画書（市町村）	第2号の2	1部	
	3 岩手県多面的機能支払推進交付金事 業実施計画書（推進組織）	第2号の3	1部	
	4 その他知事等が必要と認める書類		1部	
規則第13条 第1項の規 定による書 類	岩手県多面的機能支払交付金請求（精算） 書	第4号	1部	事業完了後 30日以内又 は3月31日の いずれか早 い日
	1 岩手県多面的機能支払交付金事業実 績書（市町村）	第2号の1	1部	
	2 岩手県多面的機能支払推進交付金事 業実績書（市町村）	第2号の2	1部	
	3 岩手県多面的機能支払推進交付金事 業実績書（推進組織）	第2号の3	1部	
	4 その他知事等が必要と認める書類		1部	